

議案第74号

本泉地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年 9月19日

三朝町長 安田真一郎

平成9年9月29日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

区域を変更する 字の名称	同左の区域 (平成9年7月10日現在の地番による。)
大字本泉字石田	大字本泉字石田のうち317の一部、318の1の一部、319の1の一部、325の1の一部、325の5の一部、329の1の一部、330の一部、331、332の一部、333の一部、341の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに318の2、318の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字本泉字齊ノ木369の1の一部、369の6及びこれらと一体をなす国有地並びに370の2、370の7と一体をなす国有地の一部
大字本泉字漆ヶ坪	大字本泉字石田317の一部、318の1の一部、319の1の一部、325の1の一部、325の5の一部、329の1の一部、330の一部、331、332の一部、333の一部、341の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに318の2、318の3と一体をなす国有地の一部 大字本泉字漆ヶ坪の全域 大字本泉字下河原438の1、438の2、440の5
大字本泉字齊ノ木	大字本泉字齊ノ木のうち369の1の一部、369の6及びこれらと一体をなす国有地並びに370の2、370の7と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字本泉字下河原	大字本泉字下河原のうち438の1、438の2、440の5以外の区域